

令和3年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 午後2時30分～午後4時15分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第9号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第10号
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第11号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第12号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第13号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第14号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第15号
農地利用最適化推進委員の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎	高志
振興係主幹	脇山	充浩
農地係長	中田	賢治
農地係副主査	小林	康史
農地係副主査	槻木	昇平
振興係主査	田中	恭子
浜玉分室職員	前田	美穂
相知分室係長	藤田	直樹
北波多分室職員	鬼塚	勝臣
肥前分室職員	松本	一訓
鎮西分室職員	末武	拓也
七山分室職員	金丸	翔

7. 審議の内容

事務局長 では定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和3年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号2番脇山久利委員、議席番号4番脇山祐治委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について14件、議案第10号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案13号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について26件、議案第14号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について15件、議案第15号農地利用最適化推進委員の決定について1件、計7議案68件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしま

すので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思
います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、
農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容に
つきましては一覧表でご確認をお願いいたします。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第9号か
ら第15号までの7議案68件であります。なお傍聴の方は、
自分の関係分が済めば随时お帰りになられても結構です。前
もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行
ないます。議案集1ページ、議案第9号農地法第5条の規定
による許可申請について、整理番号1番を議題とします。そ
れでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申
請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記
載のとおりです。地目は田1筆、面積は498平方メートル
です。現況は休耕地になっております。目的は一般住宅です。
使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の
概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等について
は、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などに
ついては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、
3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用の確実性
について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関から
の残高証明書、融資事前審査結果通知書が添付されています。
転用については、令和3年4月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大80センチメートルの盛土を行ない、周囲はコンクリートブロックを新設し、敷地内に進入路を整備し、東側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の排水設備を介して西側水路へ放流、汚水は東側道路の公共下水道へ接続する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明いただきまして、これは1ページを見てもらえるとわかるように、奥のほう、もう両脇が住宅になっております。また、ここの地目が田となっておりますけど、畑のようになって、今まで畑として利用されていたと思います。それで5日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は199平方メートルです。現況は、○の木とか樹木が植わっております。目的は宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年4月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物(水路)占有、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最高1.5メートルの盛土、40センチメートルの切土を行ない、北、東、西側はL型擁壁を設置、南側はコンクリートブロックを

新設、北側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側水路へ流し、汚水は北側道路の公共下水道へ接続する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 脇山です。今、事務局から詳しく説明いただきまして、これも図面を見てもらうと、〇〇〇〇〇のちょうど前、南側になるですね。もう周りは住宅街で、何ら問題はないということで、この前、5日の日に東部調査会で調査していただきました。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい。ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は76平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は倉庫兼車庫です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、東側はセットバックを行ない、北側以外はコンクリートブロックを新設、北側宅地にかけて倉庫を建築し、出入口は北側宅地からとする計画です。排水について、雨水のみで敷地内の排水設備を通り、北側道路側溝へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 2番の脇山です。これも事務局から詳しく説明いただきまして、図を見てもらうと、もう周りは宅地となっており、昔（申請地の詳細）…ということです。今回倉庫を建てるということで転用をされております。東部調査会で5日の日に見てもらって、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 本案について、質疑や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で967平方メートルです。現況は休耕地の状況です。目的は賃貸住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目など

については、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、令和3年4月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、道路工事施工、下水道敷地占用、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの盛土を行ない、北側水路はセットバックをして、周囲はコンクリートブロックを新設し、南側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の新設道路側溝を通って南側水路へ放流し、汚水も南側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者および土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 それでは地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも住宅化が進んでおりまして、2日の日に現地調査をいたしましたけれども、皆さん何も問題はないということでした。ご審議をよろしくお願ひし

ます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決いたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で297平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなさ

れています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、既存のコンクリートブロックを利用し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側道路側溝へ放流、汚水は南側道路の公共下水道へ接続させる計画です。

隣接農地所有者、区長および土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも今説明のとおり、住宅に囲まれた所でございます、何も異議はないということでございました。皆様のご審議をどうぞよろしく申し上げます。

議長 はい。それではほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 8 1 5 平方メートルです。現況は休耕地で、一部雑種地となっております。目的は資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。一部過去の一時転用時の舗装が残っており、それについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側道路側溝および北側水路に放流する計画です。

隣接農地所有者から条件つき同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第 3 種農地の該当事項 8 番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いをいたします。

松本耕一委員 15番松本です。2月2日の日、中部調査会で現地確認を行ないました。場所は〇〇の前の交差点から〇〇〇のほうへ向かって〇〇〇がありまして、ちょうど16ページの左側のほうに〇〇〇があります。中部調査会で現地確認を行なった際に、〇〇〇〇〇〇〇の貸店舗事業用地の看板がですね、申請地にまだ立ったまんまだったんですけれど、これどういうことだったんでしょうか。

議長 事務局お願いします。

農地係・小林 恐らく地主がですね、売りたいというような意向があって、〇〇〇〇と話をされてたのかどうかっていうのは、ちょっとわかりかねますが、本来はあまりよろしくないことではあるとは思いますが、もともとここがですね、一時転用許可を受けてあった土地ではあるんですけれども、もうその許可も消えておりますので、本来そういった看板は立てるべきではないのかなあとは思いますが。以上です。

松本耕一委員 わかりました。ちなみにですね、中部調査会のほかの方々
と相談したところは問題ないということでした。皆様の慎重
審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 1 筆、面積は合計で 1, 5 0 7 平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的はヘリポートです。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、市予算要求書写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされており、隣接農地等への影響ですが、最高 4 0 センチメートルの盛土および 6 0 センチメートルの切土を行ない、北、南、西側は法面保護を施し、南側道路からの出入口とす

る計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本耕一委員 15番松本です。2月2日の日、中部調査会で現地確認を行ないました。場所は〇〇のちょうど東の端になります。前のほうには〇〇〇〇〇がありまして、その裏に〇〇〇の跡があつて、申請地となっております。20ページのほうを見ていただいて、畑とか、いろいろ周りにですね、周辺があるように書いてありますけれども、ほぼ利用されていない状態です。中部調査会におきましては、特段問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,671平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側山林の一部を通路として借受け、出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮崎隆広委員 18番宮崎です。2月2日に現地確認を行ないました。現場は〇〇〇〇〇〇〇〇〇を南西へ〇〇〇〇〇メートルの所です。皆で話し合ったところ、異論はないだろうということになりました。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の4ページ、整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は467平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は事務所、倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につい

では、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北、東、西側境界は、既存コンクリートブロックを利用、南側も既存石積を利用、南側道路より出入口とする計画です。排水について、汚水は汲取り式、雨水は自然地下浸透および越流分は既存排水設備を通り、南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

内山敏彦委員 9番内山です。2月5日の日に東部調査会で現地の確認をしました。場所は、〇〇〇〇〇のほうから〇〇に抜ける道路

の〇〇〇〇と〇〇〇〇の間になるんですけど、皆で見まして、27ページの図面を見てわかりますとおり、この敷地内に防火水槽があるのが気になりまして、事務局のほうにお尋ねしたいんですけど、どういう経緯というか、どういうかたちになっているのかを、説明をお願いしたいんですけど。

農地係・小林

お答えします。こちらの防火水槽は、地元の地区がもともと設置をされた防火水槽ということで、現状管理も地区が行なわれているというお話を聞いております。(契約内容の詳細) …というような契約内容になっているようで、その内容を今後譲受人が引き継ぐということで話がついていると伺っております。以上です。

内山敏彦委員

わかりました。見てのとおり、事務所等もそこにかからないようにずらして建てるということで説明を聞いておりますので、東部調査会の皆さんもそれなら大丈夫だろうというふうに結論をしております。皆さんの慎重審議よろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員

この防火水槽があるなら、この近くには建物等は建てられないとじゃないですか。防火水槽からどれぐらいか離さにやいかんという規定があると思いますが。

農地係長

地下式でですね、この上に何もすることはないしですね、これからずらしてあるんですよ。そういうのがほかの所で見たことがあるんですけど、農業倉庫が近くにあって、その横に埋設型の防火水槽を設置してある所のあったのでです

袈裟丸一彦委員

よ、それはちょっと聞いたことないとですけどですね。

はじめ設置したとがですね、いつ頃か。旧市町村の時したとだったらですね、そのようなやつが何か所かあるとはあるですもんね。そんならよっぽどこれは古かとですよ。旧市町村の時に設置されたとですよ。一番はじめは。

農地係長

〇〇〇時代の物とは聞いてますけど。

袈裟丸一彦委員

はい。わかりました。

議長

よろしいですか。はい。ほかにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は827平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は老人福祉施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は30ペー

ジのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関からの残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、令和3年4月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、水路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行ない、西側以外の周囲にはコンクリートブロックを新設、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内の排水設備を通り、西側道路側溝へ放流、汚水も西側道路内の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者から条件付き同意、区長、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 4番脇山です。2月5日の日に東部調査会で現地を確認をいたしました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。道を挟んで西側、北側には新しい住宅地が建っております。(周辺地の詳細) …になっております。何ら問題ないだろう

ということで、皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい、整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は4,169平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の31ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は33ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発許可申請、団地等造成、

道路工事施工、法定外公共物（水路）占用、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大95センチメートルの盛土を行い、北側にはコンクリートブロックを新設、東側はL型擁壁で土留めを行い、南側は既存コンクリートブロックを活用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して東側水路へ放流、汚水は敷地内道路に埋設する排水管を通り、西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いをいたします。

脇山祐治委員 4番脇山です。2月5日の日に東部調査会で現地を確認していただきました。場所は〇〇〇〇〇〇の〇〇交差点を南に〇〇〇の方面に〇〇〇メートルくらい行ったところの、〇〇〇〇〇〇の前になります。南側には〇〇〇〇という新しい住宅地が広がっており、隣接して今回の申請地になっておりますので、問題ないだろうということで、皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号12番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の5ページ、整理番号12番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は73平方メートルです。現況は雑種地となっております。目的は進入路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の34ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、35ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、36ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について農地法の許可が必要なことを知らずに、平成8年頃から所有者が駐車場用地として利用されており、これについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水の

みで自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号12番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

三塩政廣委員 8番三塩です。説明をさせていただきたいと思います。今、事務局のほうから説明を受けました。補足説明でございますけれども、場所はですね、〇〇〇〇から東のほうに〇〇の〇〇〇を過ぎまして〇〇〇メートルの所でございます。(転用事情の詳細)…ですから、進入路として今回提出をされたところでございます。2月の1日、南部調査会で雨の中でしたけど、現地調査をいたしました。別に反対意見等はございませんでした。皆さん方のご審議のほうをよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号13番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号13番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,976平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の37ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、38ページの字図をご覧ください。土地利用計画は39ページのとおりで。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、市有財産(里道)譲渡申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.9メートルの盛土を行ない、北側以外の周囲はL型擁壁を設置、北側宅地より出入口とする計画です。宅地所有者の通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで南側に新設するU字側溝および集水枡を通り、東側水路へ放流させる計画で

す。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号13番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

峯政敬委員 14番峯です。そう大きくはないですけども、〇〇〇の〇〇、〇〇のほうから〇〇のほうに入る所ですが、それが終わって大きなカーブがあるわけでございますけれども、そのカーブの所に〇〇〇〇〇〇というのがあります。その横の〇〇でございまして、(転用事情の詳細) …というようなことであるようですが、埋め立てて造成をしていくというようなことでございます。南部調査会では1日の日に確認をいたしたところでございまして、別に問題はないというところでもございます。よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号14番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号14番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は105平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の40ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、41ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、42ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側にL型擁壁を設置して土留めを行ない、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は東側河川へ放流、汚水は西側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号14番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

石川利恵委員 13番石川です。今、事務局から説明があったとおり、〇〇の〇〇〇地区になります。2月5日の日に東部調査会で現地を見て回りましたが、何ら問題はないということです。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第10号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の6ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑6筆、面積は合計で4,624平方メートルです。現況は畜舎等になります。目的は牛舎およ

び牧場、運動場、たい肥舎です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の43ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、44ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、45ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については、農地法の許可があることを知らず、平成9年頃に牛舎用地、運動場、たい肥舎にされており、これについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、隣接里道からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側および南側道路側溝へ放流されています。なお、牛のふん尿については、汚水槽にため、おがくず吸着によりたい肥化され、圃場に散布されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします

ます。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。2月5日の日に現地を確認いたしました。配置図を見てもらいますとわかりますが、3か所に分かれています。これは今後たぶん集約されると思いますが、そのような候補地の土地もこの隣接した所に大きな土地があります。それもいろいろな契約等がありますので、数年経たねば、そこは利用ができないと思っております。(申請理由および申請者の詳細)…と思っております。皆様方の審議をよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の7ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は901平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は共同住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。

申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の46ページから48ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大35センチメートルの盛土および20センチメートルの切土を行ない、北側はコンクリートブロックを新設、西、南側も一部コンクリートブロックを新設し、南側市道より進入口とする計画です。排水について、汚水については北側道路の公共下水道、雨水も北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 2番の脇山です。これも5日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、場所はちょうど〇〇〇〇、〇〇の〇〇の角なんです。何ら問題はないということで、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 9 ページの整理番号 1 0 番までの 1 0 件について、一括審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。今回の案件は所有権の移転に関する案件が 7 件、使用貸借権に関する案件が 3 件の合計 1 0 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 5 ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいた

します。

【議案確認】

それでは本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで皆さんお疲れだろうと思います。しばらく休憩をいたします。4時に再開をさせていただきますので、10分ほどございます。4時から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時50分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 4時になりました。それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。議案集10ページ、議案第13号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係主幹 それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をす

るものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 それでは本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ議案第13号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集15ページの整理番号25番までの25件につきましては、一括審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係主幹 それでは説明します。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が23件、使用

貸借権の設定が2件です。面積は82,862平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それでは本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第14号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集20ページ整理番号15番までの15件について、一括審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係主幹 それでは説明の前に、議案の訂正をお願いいたします。ま

ず議案集 17 ページ整理番号 5 番をご覧ください。申請農地の地番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇で、枝番が付いておりますが、正しくは枝番の〇を削除していただき、枝番なしの〇〇〇〇番地に訂正をお願いいたします。なお、下のかっこ書きの外〇筆はそのままでございます。よろしゅうございますでしょうか。それからもう 1 か所、議案集 20 ページ整理番号 14 番をご覧ください。貸付人住所氏名欄の〇〇〇〇〇〇〇氏の住所が〇〇〇となっておりますが、正しくは〇〇〇に訂正をお願いいたします。訂正箇所は以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは説明を行ないます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答するものです。また、この農地中間管理機構が同時に設定を行なう集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは農地中間管理事業の推進に関する法律において、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で 48,293 平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それでは本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集21ページ、議案第15号農地利用最適化推進委員の決定についてを議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係主幹

それでは説明します。議案第15号農地利用最適化推進委員の決定について、この議案は令和3年1月総会でご同意いただきました農地利用最適化推進委員の酒井千一郎氏が1月末日をもって辞任されたことにより、鎮西2区が欠員となっておりますので、その後推薦公募を実施した結果、1名の候補者がありました。今回総会に諮り、決定を行なうものでございます。1、農地利用最適化推進委員候補者酒井ルリ子、なお推薦、応募内容については、次ページの22ページ別紙のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。2、理由、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱するためのものでございます。3、

委嘱日については、総会で決定いただきます本日の令和3年2月8日となります。なお、委嘱期間は、前任者の残任期間となります。令和5年4月10日までとなっております。なお、今回の根拠法令として、下のほうに農業委員会等に関する法律の抜粋を記載させていただいております。ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第9号14件、議案第10号1件、議案第11号1件、議案第12号10件、議案第13号26件、議案第14号15件、議案第15号1件、合計7議案68件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議誠にありがとうございました。